

(仮称) 七戸八幡岳風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要及び事業者の見解

2026 年 8 月

K A W i n d 深持合同会社

【目 次】

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
2. 環境影響評価準備書についての意見の把握	3
第 2 章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と 事業者の見解	4
別紙 1	27
別紙 2	28
別紙 3	29
別紙 4	31
別紙 5	34

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

青森県「環境影響評価条例」第 16 条の規定に基づき、一般から環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、公告の日から起算して 1 ヶ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

2026 年 7 月 3 日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙への掲載（別紙 1 参照）

下記に示す日刊新聞紙に、準備書の縦覧について公告した。

- ・ 2026 年 7 月 3 日（金）付の東奥日報（朝刊）

② 事業者のウェブサイトへの掲載（別紙 2 参照）

2026 年 7 月 3 日（金）から 2026 年 8 月 3 日（月）に、K A W i n d 深持合同会社のウェブサイトに、準備書の縦覧について公告した。

- ・ <https://www.fukamochiwindpower.com/info>

③ 関係地方公共団体のウェブサイトへの掲載（別紙 3 参照）

下記に示す青森県、十和田市のウェブサイトに、準備書の縦覧について公告いただいた。

- ・ 青森県
- ・ 十和田市

(3) 縦覧場所

① 関係地方公共団体庁舎等での縦覧（別紙４）

下記に示す関係地方公共団体庁舎にて、縦覧を実施した。

- ・ 十和田市役所本館 3 階 企画調整課
- ・ 十和田市西コミュニティセンター
- ・ 七戸町役場本庁舎 2 階 企画調整課
- ・ 七戸町役場七戸庁舎
- ・ 青森市駅前庁舎 3 階 環境保全チーム
- ・ 青森市中央市民センター

② 事業者ウェブサイトでの電子縦覧（別紙２参照）

K A W i n d 深持合同会社のウェブサイトにて、電子縦覧を実施した。

- ・ <https://www.fukamochiwindpower.com/info>

(4) 縦覧期間

① 縦覧期間

2026 年 7 月 3 日（金）から 2026 年 8 月 3 日（月）まで

② 縦覧時間

各縦覧先の開館時間

（事業者のウェブサイトについては終日）

(5) 縦覧者数

① 縦覧者名簿の記載人数

総縦覧者数は合計 1 名であり、各縦覧場所別の縦覧者数は下記の通りである。

- ・ 十和田市役所本館 3 階 企画調整課 : 1 名

計 : 1 名

② 事業者ウェブサイトへのアクセス数

- ・ アクセス数 : 1, 449 回

2. 環境影響評価準備書についての意見の把握

青森県「環境影響評価条例」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

2026 年 7 月 3 日（金）から 2026 年 8 月 17 日（月）までとした。

（郵送の場合は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法（別紙 5 参照）

- ① 縦覧場所に備えつけられた意見箱への投函
- ② 事業者への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 23 通、意見総数は 44 件であった。

- ・意見箱 : 8 通、16 件
- ・郵送 : 3 通、9 件
- ・メール : 12 通、19 件

第 2 章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

青森県「環境影響評価条例」第 18 条第 1 項の規定に基づき、意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は 44 件であった。

「環境影響評価条例」第 19 条準備書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は以下の通りである。

表 2-1 住民等からの意見の概要および事業者の見解

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
1.	十和田市在住 A 氏 森林伐採するということは、動物の居場所がなくなる⇒熊が出やすくなる、山菜とれなくなる、土砂崩れなどなど、その対応も考えてのことでしょうか。個人としては反対です。	伐採する開発エリア（道路、風車エリア）については必要最小限の範囲にとどめ、地山（原地盤）を掘削して斜面をつくる時には地質条件に応じた安定勾配（緩傾斜）で掘削し、土砂崩れが発生しないことを慎重に確認しながら工事を進めます（盛土規正法等に関する技術基準、「道路土工構造物技術指針」等に準じて）。造成で発生した裸地については緑化を行い、表面浸食を防ぎます。また雨水による表面水については設計雨量に応じた排水設計を正しく行い、排水ドレーン、U 型側溝などの排水路を経て沈砂池にまで雨水を導くことを計画しております。沈砂池では水に含まれる土砂を全て沈下させ、残る水のみを沢部へ流します。またエリア境界においては土砂流出防止柵を設置して、エリア外への流出を防止します。 切土・盛土の斜面が発生することから、盛土規正法に従い適切な設計を行い、県より許可を得ないまま工事を進めることはいたしません。（※土砂崩れ等の事故については環境影響評価の対象ではありません） 動物・植物・生態系等については、県の審査を受けた方法書に準拠し、現地調査および予測・評価を実施し、準備書にとりまとめております。各項目への影響を予測した結果、影響は概ね小さい、または環境保全措置により影響の低減が可能と評価しています。また、予測に不確実性が伴うものについては事後調査を実施します。準備書についても、各種専門家により構成された県審査会により、今後適切に審査を受けることとなります。
2.	十和田市在住 B 氏 伐採本数 7 千本の国有保安林を一般林にすることは考えられないことで、命のじゅんかんを止めてしまうことは人間活動を停止することだと思います。	本事業では、開発規模概算として約 7,000 本の樹木伐採を見込んでおりますが、以下の対策を講ずることとしております。 ➤ 改変面積の徹底的な最小化と林道・作業道の活用： 二渡沢林道や既存の作業道等を搬入路として最大限活用し、新規の土地造成や道路拡幅を最小限に抑える計画としております。その際に整備された林道や作業道は今後の森林施業にお使いいただき、適切な森林資源管理に資することを考えております。 ➤ 代替保安林の新規指定： 保安林の指定解除を受ける手続きにおいては、一時的に解除された指定面積分（約 7,000 本相当を賄える規模）について、近隣エリアで改めて保安林への新規指定を行う計画です。これにより、地域全体としての水源かん養保安林としての機能を代替・維持することを目指します。 ➤ 法面緑化と早期回復： 工事によって発生した切盛法面等については、可能な限り在来種を含んだ緑化工法を採用し、元の森林・植生環境への早期回

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
		復を図ります。
3.	弘前市在住 C 氏 風力発電は山の尾根を壊し、山の保水力を失わせます。電力も安定的ではなく、実用的でない。耐用年数もたったの 20 年と短く、自然破壊でしかない。絶対反対です。	○森林伐採による保水力の低下について ・ご指摘のように森林伐採することで、その開発箇所については保水力が低減することになり、地表面を雨水が流れることとなりますが、そのための排水設計を適切に行い、サイトの境界で流末処理（沈砂池による土砂溜め）を確実に行うことで、地域の皆様にご迷惑をおかけすることはないと考えております。 ○風力発電による電力安定性について ・国の脱炭素目標において、風力発電は再生可能エネルギーの「主力電源」として位置づけられています。電源構成の脱炭素化、エネルギー自給率向上等に資するものと考えております。 ○風力の耐用年数について ・風車の設計寿命はご理解のとおり国際標準規格（IEC）より 20 年間（正しくは最低 20 年）となります。寿命を終えた風車は全て部材（基礎・杭含む）を撤去の上、原形復旧し、元の森林に戻すことを考えております。
4.	弘前市在住 D 氏 自然を守る、環境影響評価や動植物を保護する点から、風力発電は全く必要ないと考えます。	動物・植物・生態系等については、県の審査を受けた方法書に準拠し、現地調査および予測・評価を実施し、準備書にとりまとめております。各項目への影響を予測した結果、影響は概ね小さい、または環境保全措置により影響の低減が可能と評価しています。また、予測に不確実性が伴うものについては事後調査を実施します。準備書についても、各種専門家により構成された県審査会により、今後適切に審査を受けることとなります。
5.	十和田市在住 D 氏 森林を作るには年百年もかかるのに、20 年程度しか保たないものために伐採するのは疑問を感じる。風力発電で発電できる能力はそこまで高くないのに、高額のコストをかけ、土砂災害の危険性を高めてまで風力発電を作る必要を感じない。	伐採する範囲については、精査のうえアクセス路と風車位置の必要最低限のエリアに限定します。また、近隣エリアで改めて保安林への新規指定を行う計画で、地域全体としての水源かん養機能を代替・維持することを目指します。 土砂災害の危険性については、土木工事は盛土規正法等に関する技術基準に従い地質に応じた安定勾配を常にキープし、雨水を確実に処理できるように排水設備（U 型側溝・ドレン材など）により適切に沢部に導くように計画しております。なお、流末には沈砂池を設けて土砂はそこで処理（濁水は土壌浸透）できるようにし、熊ノ沢川・高瀬川等に至る沢部には水しか流さないようにします。
6.	十和田市在住 E 氏 (1) ・計画地である八幡岳周辺は、下流地域の貴重な生活用水や農業用水、そして豊かな生態系を支える重要な水源地帯である。大型風力の建設にあたっては、巨大な基礎（コンクリート構造物）を地下深くまで設置する必要があり、これにより網の目のように走る地下水脈が分断される懸念が極めて高い。準備書によるシミュレーションでは地下水への影響は軽微とされているが、複雑な地下水脈を正確に把握する事は不可能であり、予測の不確実性が払拭されていない。水脈の遮断は周辺の湧水の枯渇や流量減少を引き起こすだけで	本計画では風車を 4 基建設することを考えておりますが、地中に位置するコンクリート基礎の形状は八角形、これを仮に円形としてとらえると、直径は 17～18m 程度の大きさ（深さは 4m 程度）となります。現地地盤を踏まえると杭基礎になりますので、コンクリート基礎の下部につながる杭は 8 本程度、深さは 20m 弱程度になる規模です。よって、エリア全体の地下水脈を踏まえると影響は限定的であると捉えており、これを準備書で実施したシミュレーションでも確認しております。 今後、詳細設計を実施しますが、その前に追加の地質ボーリング調査を実施いたしますので、あらためて地下水の分布について詳細に確認する予定です。 次に水質への影響についてですが、①土砂流出に伴う濁度と②コンクリート施工に伴うアルカリ水の流出のご懸念があると認識します。前者①については排水設備の末端に沈砂池を設けて、表面水とともに流れる土砂をそこで沈降処理し、水のみ沢

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	なく、工事中の削孔やセメントの注入による地下水への水質汚濁、下流河川への濁水流出を招く恐れがある。地域の生活基盤である水環境の保全、および下流の農業・水産業への壊滅的な被害を防止する観点から、本事業への実施には断固反対する。	部に流すようにいたします。サイトの末端では濁度を計測の上、実際には発生しないと考えますが、万一、そこで異常値が確認された際には工事を止めて、原因調査と対策を講じます。後者②のアルカリについては、コンクリート工事が風車の基礎等に限定され、そこで固化するために下流への流出、地下水への影響が発生することはございません。なおアルカリについても、サイト境界で pH を計測し、異常が発生しないことを確認いたします。
7.	十和田市在住 E 氏 (2) ・建設予定地および周辺の山林は、十和田火山や八甲田火山に由来するものい火山灰質土壌で構成されている。この地質は水分を含みやすく、一度植生が失われると極めて浸食されやすく、地滑りや土砂崩れを起こしやすい激甚な災害リスクを内包している。本事業では風車の設置場所だけでなく、巨大な資材や風車の羽を搬入するために広大なアクセス道路の造成、斜面の切土・盛土が計画されている。これにより、ただでさえ脆弱な火山灰地質の斜面が不安定化することは明白である。さらに近年線状降水帯などによる記録的豪雨が重なれば、大規模な土砂崩落や土石流が発生し、下流の人家に甚大な人的・物的被害を及ぼす危険性が高い。県知事からも「水源かん養保安林の除外」が求められている。災害防止と国土保全の見地からも風力発電事業は到底容認できない。	ご指摘の通り、サイトで確認されている地盤は、十和田、八甲田周辺の火山灰を主体とした凝灰岩と凝灰角礫岩、安山岩より構成されています。現在までに実施している地質ボーリング調査結果より、表層はやや軟弱なシルトと凝灰岩になりますが、5～10m弱程度の深さで安定した堅硬な凝灰角礫岩と安山岩を確認することができ、風車を支える支持層となります。ですので、我々も土砂崩壊が発生することのないよう、表層の軟弱層の処理を慎重に行う必要があると考えております。 このような見地から、先ず、我々は風車のアクセス路と風車位置に限定した最小限の開発面積にとどめることを計画しています。風車設置後には緑化や原形復旧を行い、風車輸送に必要なアクセス路を最小限のアスファルトの管理用道路にとどめます。 次に造成に必要な切土・盛土については、林野庁や青森県の技術基準（盛土規正法等の技術基準）に基づき常に安定勾配となる設計を行い、土砂崩壊が発生することのないよう努めます。最後に雨水の表面水を確実に処理できるよう、U 型側溝等を設けて沈砂池に導くほか、土砂流出防止柵を構築のうえサイト外への土砂の流出を防ぎます。 なお、以上の造成工事については盛土規正法に準じて設計を進め、県より許可を得ない限り工事を進めることはしません。
8.	十和田市在住 E 氏 (3) ・計画地である八幡岳周辺は、十和田八幡平国立公園に隣接し、八甲田連峰や田代平湿原など、青森県が世界に誇る豊かな自然景観と歴史が一体となった重要な地域である。風車の数を減らしても大型風車は視覚的に異物感をこの自然の中に置くことでぬぐえない。これは地域住民にとっても大きな毎日のストレスとなる。景観破壊に伴う観光価値の低下はぬぐえない。優れた自然景観と観光資源を後世に継承するためにも、本事業の計画には強く反対する。	本事業を行うにあたり景観の変化は避けられませんが、フォトモンタージュ等による予測・評価を実施し、実行可能な範囲で影響を低減するような環境保全措置を検討し、その結果を準備書にとりまとめております。準備書については、各種専門家により構成された県審査会により、今後適切に審査を受けることになります。
9.	十和田市在住 E 氏 (4) ・また、希少野生動植物種のイヌワシ、クマタカの生息地・繁殖地が市民団体より確認されており、これを無視しての事業推進はありえない。 以上、この事業計画に対しては強く反対する。	動物・植物・生態系等については、県の審査を受けた方法書に準拠し、現地調査および予測・評価を実施し、準備書にとりまとめております。各項目への影響を予測した結果、影響は概ね小さい、または環境保全措置により影響の低減が可能と評価しています。また、予測に不確実性が伴うものについては事後調査を実施します。準備書についても、各種専門家により構成された県審査会により、今後適切に審査を受けることになります。

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
10.	住所不明 F 氏 あの豊かな七戸八幡岳に、山を切り開き道を作り尾根付近に何千 m³のコンクリート基礎を作り風車を建てる。浸透する当然雨水にも影響する。希少種の猛禽類も生息している。風車稼働時の低周波による人的被害。なにより著しく景観を損ねる。 撤去費用を積み立て？どこまで常識はずれなことを言っている？ 完全なる現状回復(完全な)を施工業者が担保するならば、その費用を計算し町民に示し供託するならばいくらでもやってください。 切り開いた道、基礎コンクリート、それにより汚染された水、人的、動物の被害全てです。逆にいえば、その位風力発電は存在意義がない。クリーンエネルギー？環境破壊してどこがクリーンなんですか？ 現状回復にかかる費用をきちんと計算し示し、供託してから話を始めてください。	動物・植物・生態系等については、県の審査を受けた方法書に準拠し、現地調査および予測・評価を実施し、準備書にとりまとめております。各項目への影響を予測した結果、影響は概ね小さい、または環境保全措置により影響の低減が可能と評価しています。また、予測に不確実性が伴うものについては事後調査を実施します。準備書についても、各種専門家により構成された県審査会により、今後適切に審査を受けることとなります。 風車からの騒音・超低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(平成 28 年、風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会)に「風車騒音は、わずらわしさ(アノイアンス)に伴う睡眠影響を生じる可能性はあるものの、人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」、また、「風車から発生する低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できなかった。」と記載があります。この検討会は環境省主催であり、国内外における最新知見や、全国 29 の風力発電施設の周辺 164 地点における現地調査結果に基づき、環境アセスメントや騒音等の専門家 11 名により、2013 年から 2016 年まで 9 回開催されています(別に分科会を 5 回開催)。議事録や根拠とした参考文献等も環境省のウェブサイトで公開されており、信頼できるものと認識しています。 なお、本環境影響評価では、対象事業実施区域から最寄りの住宅等まで 5km 以上離れているため、風車の稼働等に伴う騒音は評価項目として選定していません(「発電所に係る環境影響評価の手引」(令和 6 年、経済産業省)に、「工事中及び供用後の騒音・振動の影響が、距離により減衰していくことから、工事場所から 1 キロメートル離れば影響はほとんど及ばない」と記載があります)。ただし、工事用車両の走行ルート沿道に住宅等が存在するため、資材等の運搬に伴う騒音・振動は評価項目として選定しています。 撤去費用・完全な原状回復と費用の担保については、事業終了時、あるいは万一途中で撤退せざるを得なくなった場合でも、地元自治体や住民の皆様にご負担をお願いすることがあってはならないと認識しており、以下のような方針と具体的な対応を講ずることとしております。 ➤撤去方針の徹底： 風車本体やタワーのみならず、コンクリート基礎構造物を含めて確実に撤去し、適切に元通り復旧(原状復旧)する方針で計画を進めております。 ➤外部機関への毎月積立： 撤去費用(総事業費約 60 億円の約 5%に相当する約 3 億円を試算)は、自社内での管理ではなく、商業運転開始から 20 年間にわたり売電収入の一部から外部の独立した仕組み(第三者機関等)を活用して毎月確実に拠出し、積立を行うことを検討しております。
11.	弘前市在住 G 氏 配慮書についての環境の保全の見地からの意見：この事業計画に反対いたします。 理由 1：この計画の予定地は険しい山地であり、風力発電機を建てることに	理由 1 へのご回答： アクセス路、風車位置の開発面積を最小化することを前提に計画を進め、造成に伴う切土・盛土については林野庁ならびに青森県の技術基準(盛土規正法等に関する技術基準)に基づき、安定勾配を確保のうえ慎重に施工を行います。雨水による表面水流出については U 型側溝などにより確実に沈砂池に導き、そ

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	よって土砂崩れなどの自然災害が発生する可能性が高い。 理由 2 : このエリアはクマタカやイヌワシなどの希少種の猛禽類が生息しており、バードストライクの被害が出るのが避けられない。コウモリの衝突事故、バットストライクも避けられない。 理由 3 : 建設予定地は青森県民が自分たちの宝と感じている八甲田襟内にあり、この地に手をつけてほしくないという県民の思いは、2024年に白紙撤回となった「みちのく風力発電」に対する拒否反応でも明らかだ。 理由 4 : 万が一、この事業が中途で行き詰った場合、風車撤去の費用が確保できるかどうかについて不安がある。事業主が撤去を行えなかった場合、自治体(七戸町など)がその費用を蒙ることになる恐れがある。	ここで土砂の沈降処理を行うほか、土砂流出防止柵を設けてエリア外への流出を防ぎます。これにより、土砂災害が発生することのない基本的処置ができると考えております。盛土規正法に準ずる設計を進め、許可が得られない限り工事を進めることはありません。 理由 2 へのご回答： 動物・植物・生態系等については、県の審査を受けた方法書に準拠し、現地調査および予測・評価を実施し、準備書にとりまとめております。各項目への影響を予測した結果、影響は概ね小さい、または環境保全措置により影響の低減が可能と評価しています。また、予測に不確実性が伴うものについては事後調査を実施します。準備書についても、各種専門家により構成された県審査会により、今後適切に審査を受けることになります。 理由 3 へのご回答： 知事意見や県の有識者審査会の指導を真摯に仰ぎながら、また青森県が定めた「自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例(共生条例)」等に基づき、自然環境への影響が限定的となるよう努めてまいります。 理由 4 へのご回答： 運転途中の不測の事態により事業が中断・撤退を余儀なくされた場合にも、以下のように備えております。 ➤ 撤去費用の積み立て： 自社内での管理ではなく外部の独立した仕組み(第三者機関等)を活用して、売電収入の一部から撤去費用(総事業費約 60 億円の約 5%に相当する約 3 億円を試算)を毎月確実に拠出し、積立を行うことを検討しております。 ➤ 事業予備費の確保： 事業計画の策定にあたり、予期せぬリスクに対応するための事業予備費をあらかじめ確保いたします。 上記のとおり、万が一の場合にも、七戸町をはじめとする関係自治体や町民・市民の皆様に金銭的負担をおかけしない仕組みを構築してまいります。
12.	八戸市在住 H 氏 自然環境の保全、県民の思い、将来の安全性や財政負担を考慮し、本計画には反対します。	動物・植物・生態系等については、県の審査を受けた方法書に準拠し、現地調査および予測・評価を実施し、準備書にとりまとめております。各項目への影響を予測した結果、影響は概ね小さい、または環境保全措置により影響の低減が可能と評価しています。また、予測に不確実性が伴うものについては事後調査を実施します。準備書についても、各種専門家により構成された県審査会により、今後適切に審査を受けることになります。 知事意見や県の有識者審査会の指導を真摯に仰ぎながら、また青森県が定めた「自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例(共生条例)」等に基づき、自然環境への影響が限定的となるよう努めてまいります。
13.	十和田市在住 I 氏 土砂崩れ、水質汚濁、バードストライク、自然循環を妨げる、百害あって一利なしの風車建設には断固反対です。	アクセス路、風車位置の開発面積を最小化することを前提に計画を進め、造成に伴う切土・盛土については林野庁や青森県の技術基準(盛土規正法等に関する技術基準)に基づき、安定勾配を確保のうえ慎重に施工を行います。雨水による表面水流出については U 型側溝などにより確実に沈砂池に導き、そこで土砂の沈降処理を行うほか、土砂流出防止柵によりエリア外への流出を防止します。これにより、土砂災害が発生することのな

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
		い基本的処置ができると考えております。最後に盛土規正法に準ずる設計を進め、許可が得られない限り工事を進めることはありません。 水質汚濁、動物・植物・生態系等については、県の審査を受けた方法書に準拠し、現地調査および予測・評価を実施し、準備書にとりまとめております。各項目への影響を予測した結果、影響は概ね小さい、または環境保全措置により影響の低減が可能と評価しています。また、予測に不確実性が伴うものについては事後調査を実施します。準備書についても、各種専門家により構成された県審査会により、今後適切に審査を受けることになります。
14.	十和田市在住 J 氏 (1) 私は大手環境調査会社を経て猛禽類調査を中心に生物の調査に携わり 35 年程になります。2025 年 10 月 11 日 七戸中央公民館での住民説明会での御社の猛禽類調査結果でイヌワシ、クマタカが事業区域内で確認されなかったとの報告に疑問を抱き発言 質問しました。2026 年 7 月 25 日 七戸中央公民館でも準備書に関し疑問点、調査の不備について質問しました。 クマタカに関する意見 七戸八幡岳風力の現場付近は私のフィールドワークの現場の一つで長年イヌワシ、クマタカを観察してきました。国道 394 号、県道 40 号それぞれにクマタカのペアが生息し複数の亜成鳥、若鳥が生息していることは 20 年前から把握していました。この国道と県道の境である七戸八幡岳風力事業区域の尾根はそれぞれのペアの生息域が交錯する地域であり お互いがディスプレイフライト等 誇示行動が見られる地域となっています。準備書によると 2 年間 東北の猛禽類調査に精通した請負業者が猛禽類、渡り鳥それぞれ 3 定点で調査を実施しクマタカの確認ゼロとの事。定点 66 日間×3 定点 198 人日で確認ゼロ。当方の観察日数 2025～2026 年 2 定点たったの 8 日間 (8 人日) で 6 例 6 羽。新大台中風力発電事業域を含めると 17 例 26 羽 (当方の観察定点は事業者アセスの St. 1 と八幡岳放牧場内)。当方の自主アセスでの猛禽類調査でたったの数日でこれだけの記録が得られ七戸八幡岳風力 風車列予定地上空も 6 例の内 2 例記録し、俵行平牧野内 送電線鉄塔系統連結系点はクマタカのパーチポイントになっていてすべて写真の記録があります。参考までにこの送電鉄塔系統連系点すぐ	鳥類等については、県の審査を受けた方法書に準拠し、現地調査および予測・評価を実施し、準備書にとりまとめております。各項目への影響を予測した結果、影響は概ね小さい、または環境保全措置により影響の低減が可能と評価しています。また、予測に不確実性が伴うものについては事後調査を実施します。準備書についても、各種専門家により構成された県審査会により、今後適切に審査を受けることになります。県の審査により、仮に再調査等が必要と判断された場合は、再調査を実施し、再度審査を受けることとなります。

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	西隣、事業区域隣接（事業区域から約70mしか離れていない）の鉄塔もよくパッチするポイントです。かなり頻繁にパッチするこの鉄塔ポイントのデータが取れないはずがないと懐疑的でしたがこの地点付近が事業者アセスの調査定点 St. 2 になっていることから調査員との距離が近い為に警戒しデータが得られなかったと推察します。調査定点に問題があったと言わざるを得ません。事業区域内に調査員を配置すれば警戒心の強い大型猛禽類のデータは得られにくくなります。事業区域を囲むように定点配置を見直さなければ正確な調査結果は得られません。	
15.	十和田市在住 J 氏 (2) イヌワシに関する意見 イヌワシの生息は保護の観点から伏せていたが惣辺奥瀬風力発電事業の市民アセスで全国に知れ渡ってしまったため公にするが七戸八幡岳風力事業区域 10～20Km 圏内に営巣地があり場所は非公開放だが日本の猛禽類研究の第一人者でアドバイザーの油井正敏先生や日本イヌワシ研究会で把握済みでおそらく環境省、青森県も認識済みと思われます。七戸八幡岳風力事業区域も生息域になっておりクマタカのデータすら取れない業者ではイヌワシのデータは得られないでしょう。ちなみに新大台中台風力発電事業区域内では事業者アセスでデータは得られているとの事。JRE 八幡岳風力 8 基が稼働した後 10 年前から雌の成鳥が見られなくなっていました。当時はイヌワシペア、複数の亜成鳥、若鳥が見られましたがバードストライクや餌の確保が減少したためか激減。当時の評価委員には猛禽類の専門家が入っていなかった為事業者アセスで複数のイヌワシが記録されていたにもかかわらずいつの間にか事業が進んでしまいました。七戸八幡岳風力事業区域でもイヌワシの生息確認調査、生息が明らかなクマタカ調査を猛禽類調査の能力のある技術者を擁する会社での再調査が必須であると進言いたします。	鳥類等については、県の審査を受けた方法書に準拠し、現地調査および予測・評価を実施し、準備書にとりまとめております。各項目への影響を予測した結果、影響は概ね小さい、または環境保全措置により影響の低減が可能と評価しています。また、予測に不確実性が伴うものについては事後調査を実施します。準備書についても、各種専門家により構成された県審査会により、今後適切に審査を受けることになります。県の審査により、仮に再調査等が必要と判断された場合は、再調査を実施し、再度審査を受けることとなります。
16.	十和田市在住 J 氏 (3) 渡り鳥に関する意見 七戸八幡岳風力事業区域は渡り鳥のルートになっています。下北半島ルートから日本海側へ、津軽半島から太平洋	レーダー調査については、洋上風力発電事業では海側に遮蔽物がないため沿岸の適切な場所にレーダーを設置して水平分布、垂直分布とも調査可能ですが、山間での風力発電事業では地形や樹林が遮蔽物となるため水平分布はほぼ調査できません。他にも調査地点までのルート、調査地点の地盤等が機材の運搬、

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	側へと抜ける八甲田周辺は春季秋季の渡りの交差点に位置します。当事業区域でもガン類 ハクチョウ類 小鳥類 猛禽類と多くの渡り鳥を確認しています。俣行平という事業区域を見渡せる良い環境があるにもかかわらず夜間渡りレーダー調査を実施しなかったのはなぜでしょう。昨今の風力事業のアセスでは必須の調査であると認識していますが追加調査を進言いたします。	設置に適切かという問題があり、また、レーダー調査は種の判別ができないことから種毎の予測評価に使用できず、アセスでは必ずしも実施されていません。入手できた最近の青森県における風力アセスのレーダー調査の実施状況を以下に示します。 洋上風力以外でレーダー調査を実施しているのは、9 件中比較的地形がなだらかな 1 件のみとなっています。 東通村陸上風力発電事業_方法書 (2025 年 10 月) : × 野辺地風力発電事業 更新計画_評価書 (2025 年 10 月) : × 六ヶ所村風力発電所リブレース事業_評価書 (2025 年 6 月) : × 冷水峠風力発電事業_評価書 (2025 年 5 月) : × つがる南第 2 風力発電事業_準備書 (2025 年 4 月) : × 豊畑放牧場風力発電事業_評価書 (2024 年 12 月) : ○ つがる洋上風力発電事業_方法書 (2024 年 12 月) : ○ 北野沢風力発電事業 更新計画_準備書 (2024 年 8 月) : × 野辺地風力発電事業 更新計画_準備書 (2024 年 4 月) : × 新岩屋・新尻労風力発電事業_評価書 (2023 年 6 月) : × ○ : レーダー調査実施、× : レーダー調査非選定
17.	十和田市在住 J 氏 (4) 追記 7 月 16 日 参議院 経済産業委員会 で青森県選出 立憲民主党 福士ますみ参議院議員が答弁しました。アセスメント法で環境調査は事業者の義務だが事業者の都合の良い結果がまかり通っている現状がある。調査員に技術 能力がない。見つける努力をしない。調査機材の性能の低さ。有識者へのヒアリングや評価委員会では事業者の都合の良い結果を元に環境影響評価が行われているのが現状。資源のない日本では再生可能エネルギーの推進は急務だが環境に配慮することが大前提であり その為のアセスメント法である。この質疑に対し環境省の返答→事業者に不十分、不備、科学的妥当性がない場合は追加調査させる。と厳しい口調。七戸八幡岳風力事業でもクマタカの確認ゼロなので衝突予測率はゼロ%。再び述べますが当 八甲田 十和田湖 奥入瀬溪流を風力発電から守ろう連絡協議会での自主アセスではたったの 8 日間で 6 例 6 羽を確認しています。データを専門家や評価委員会の下で公開できます。公聴会の実施を希望します。七戸八幡岳風力事業区域内で相当数のクマタカの飛翔が見られる事は確実にイヌワシの生息も確実です。KA Wind 深持合同会社、テラ風力株式会社、AMP-lify 株式会社においては社会的法的責任として調査のやり直しまたは追加の調査実施を切にお願いいたします。 風車 2 号機～3 号機付近を飛翔する状	鳥類等については、県の審査を受けた方法書に準拠し、現地調査および予測・評価を実施し、準備書にとりまとめております。各項目への影響を予測した結果、影響は概ね小さい、または環境保全措置により影響の低減が可能と評価しています。また、予測に不確実性が伴うものについては事後調査を実施します。準備書についても、各種専門家により構成された県審査会により、今後適切に審査を受けることになります。県の審査により、仮に再調査等が必要と判断された場合は、再調査を実施し、再度審査を受けることとなります。 なお、公聴会については、必要に応じて県知事が開催することとなります。

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	況（2026.11.4 St.1）と俣行平 送電鉄塔系統連系点鉄塔にパーチするクマタカの写真（2025.1.21 St.1）と参考までに送電鉄塔系統連系点鉄塔すぐ西隣にパーチする状況写真（2025.5.22 St.1）も同封しました。  風車 2 号機～3 号機付近を飛翔する状況（2026.11.4 - St.1）  俣行平-送電鉄塔系統連系点鉄塔にパーチするクマタカの写真（2025.1.21 St.1） 送電鉄塔系統連系点鉄塔すぐ西隣にパーチする状況写真（2025.5.22 St.1） 	
18.	青森市在住 K 氏(1) 1. 知事意見で求められた「保安林の除外」「保全地域の除外」に対する検討が記載されていない 方法書に対する知事意見では、2-(4)「ふるさとの森と川と海」保全地域の事業区域からの除外 2-（7）水源かん	説明会での弊社の答弁（「風況が良いため、保安林を何とか活用したい」）が、知事意見への対応義務や環境保全・地域との共生という条例の趣旨を軽視しているとの誤解や懸念を招いてしまった点につきましては、説明不足であり、大変申し訳なく思っております。事業者として、知事意見に対する見解と本事業の検討状況について、以下のように考えております。 1. 知事意見に対する基本的な姿勢と認識

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	養保安林の事業区域からの除外が明記されていて、これらの検討結果の準備書への記載が求められています。しかし準備書では、 ・除外の検討を行った記述がない。 ・除外できない理由の説明もない。 ・風車位置の代替、変更案の検討もない。 ・基数削減の検討もない。 ・計画区域の変更も一切行われていない。 これは、青森県環境影響評価条例が求める「知事意見を踏まえた検討」を満たしていない、準備書の根幹に関わる重大な記載不備ではないのか。この件について説明会での貴社答弁では「風況が良いため、保安林を何とか活用したい」と説明しました。しかしこの答弁は知事意見で求められた「保安林の除外」の検討を行っていないことを正当化するものではなく、自社の利益（風況の良さ）を優先し、環境保全や地域への配慮を軽視している姿勢の表れだと思います。県条例アセスは、自然環境の保全と地域との共生を最優先に考える制度であり、「風況が良いから保安林を使いたい」という理由は、条例の趣旨に照らしても到底受け入れられません。この答弁は、知事意見への対応義務を軽視していることを自ら示したものであり、準備書の記載不備と合わせて、事業者の姿勢そのものに重大な懸念を抱かざるを得ません。	県知事意見において求められた「保安林の除外」および「ふるさとの森と川と海保全地域の除外」につきましては、森林が持つさまざまな機能および県の保全方針に照らし、最も重く受け止めるべき指摘であると認識しております。説明会での答弁は、事業者の採算性や利益を最優先する意図によるものではなく、再生可能エネルギーの導入促進と自然環境保全の格闘の中で出た言葉足らずな説明であり、弊社の真意をお伝えしきれなかったことをお詫び申し上げます。 2. 準備書における記載および検討の経緯 本事業の風車設置予定位置は、その全域が「水源かん養保安林」および「ふるさとの森と川と海保全地域」に該当しております。そのため、事業区域から保安林および「ふるさとの森と川と海保全地域」を完全に除外することは、本事業そのものの断念（白紙撤回）を意味することとなります。 弊社といたしましては、単に「風況が良いから」という理由だけで事業を強制推進するつもりはございません。今後の手続きにおいて、関係市町（十和田市・七戸町・青森市）、および地域住民の皆様との協議を重ね、自然環境との共生について真に合意が得られない場合には、国の保安林賃借許可も下りない仕組みとなっております。 3. 今後の対応と評価書に向けた対応 説明会でいただいたご指摘および今回頂戴したご意見、現在進められている青森県環境影響評価審査会等の審議や、改めて示される知事意見を真摯に受け止め、「なぜ保安林・保全地域を完全に除外できないのか」「どのような代替案・縮小案の検討を経たのか」に関する記述を補強・追記いたします。地域との共生と自然環境の保全が果たされない開発はあり得ないという認識のもと、今後の審査・協議プロセスに誠実に取り組んでまいります。
19.	青森市在住 K 氏(2) 2. 知事意見で求められた「レーダー調査」の未実施は、説明責任の不履行であり、準備書の信頼性を損なう 方法書に対する知事意見では、「渡り鳥の夜間の移動経路となっていることから、夜間の渡りの状況を適切に把握するためにレーダー調査を実施すること」が明確に求められています。しかし貴社は説明会において、 ・2km 圏内に見晴らしの効く場所がない。 ・レーダー機材を運ぶ道路がない。 ・平坦地がないため設置できない。 と説明し、レーダー調査を実施しない方針を示しました。しかし事業者自身が鳥類調査定点として使用している検行平牧野の送電線、変電所予定地付近まで牧野内道路が存在しています。ここは計画予定地の 2km 圏内で見晴らし	レーダー調査については、洋上風力発電事業では海側に遮蔽物がないため沿岸の適切な場所にレーダーを設置して水平分布、垂直分布とも調査可能ですが、山間での風力発電事業では地形や樹林が遮蔽物となるため水平分布はほぼ調査できません。他にも調査地点までのルート、調査地点の地盤等が機材の運搬、設置に適切かという問題があり、また、レーダー調査は種の判別ができないことから種毎の予測評価に使用できず、アセスでは必ずしも実施されていません。入手できた最近の青森県における風力アセスのレーダー調査の実施状況を以下に示します。 洋上風力以外でレーダー調査を実施しているのは、9 件中比較的地形がなだらかな 1 件のみとなっております。 東通村陸上風力発電事業_方法書（2025 年 10 月）：× 野辺地風力発電事業 更新計画_評価書（2025 年 10 月）：× 六ヶ所村風力発電所リブレース事業_評価書（2025 年 6 月）：× 冷水峠風力発電事業_評価書（2025 年 5 月）：× つがる南第 2 風力発電事業_準備書（2025 年 4 月）：× 豊畑放牧場風力発電事業_評価書（2024 年 12 月）：○ つがる洋上風力発電事業_方法書（2024 年 12 月）：○ 北野沢風力発電事業 更新計画_準備書（2024 年 8 月）：× 野辺地風力発電事業 更新計画_準備書（2024 年 4 月）：×

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	もきます。「平坦地がないため設置できない」という説明は、知事意見で求められたレーダー調査については、設置場所を確保する努力、検討を一切行わず、「できない」と結論づけている。貴社を含む風力発電事業者は風況タワー設置の際には刈り払い、伐採、整地等を行い搬入路をつけ、調査を実施しています。このことから、自社の利益（風況）の為には前向きだが、環境配慮のための調査には後ろ向きという姿勢の表れであり、条例アセスの理念である「環境の保全と地域との調和」に反しています。また、知事意見への対応義務を軽視していることを自ら示したものであり、準備書の信頼性を大きく損なう対応です。	新岩屋・新尻労風力発電事業_評価書（2023年6月）：× ○：レーダー調査実施、×：レーダー調査非選定
20.	青森市在住 K 氏 (3) 3. 稀少猛禽類に関する市民調査データの提供とその扱い、対応について 七戸で行われた説明会において、猛禽類を長年調査されている一般の方から、準備書では「ほぼデータが取れていないため影響はない」とされているクマタカについて、事業計画地での調査データが公表されました。この方は、事業者にも調査データを提供する意思があると述べていました。これらの新たな貴重な調査結果を踏まえれば、稀少猛禽類への影響について再調査または再評価を行うべきであると考えます。これら市民調査データの扱いと、再評価の必要性について、貴社のお考えを伺いたい。	本アセスで実施している調査手法は技術指針に基づき方法書の審査を受けたものであり、他の手法で実施した調査結果をアセス図書の現地調査結果として掲載することはできません。当該データの扱いや再調査については、各種専門家により構成された審査会により、今後適切に審査を受けることになります。県の審査により、仮に再調査等が必要と判断された場合は、再調査を実施し、再度審査を受けることとなります。
21.	青森市在住 K 氏 (4) 4. 累積的な影響について 知事意見の累積的な影響について「対象事業実施区域周辺には、他事業者による既存の風力発電事業が存在することから、他事業の情報を十分に収集した上で、本事業との累積的な環境影響について適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。」と指摘があります。 それに対する事業者見解では「対象事業実施区域周辺の他事業者からは可能な範囲で情報（他事業アセスの鳥類調査結果）を提供いただき、現地調査の参考としました。本事業との累積的な環境影響については、風車からの騒音、超低周波音、風車の影が選定項目ではないため、景観について適切に調査、予測	対象事業実施区域周辺の既設風力発電事業の事業者から、アセス評価書（2019年1月）の鳥類の現地調査結果（調査期間：2015～2016年）の一部を提供いただいています。まだ風車が存在しない時点の飛翔軌跡ですので風車の回避等については分からず、累積影響の予測には使用していません。過去に周辺で確認された鳥類ということで文献資料と同様の扱いで参考としましたが、他事業者のアセス結果で既に縦覧期間も終了しており、著作権の問題もあるため、本アセス図書に引用はしていません。 景観の累積影響については専門家ヒアリングを行い、コメントをいただいています（準備書 p. 898）。

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	及び評価を行いました。」と記されています。しかし、いつの、どのような鳥類調査結果が提供されたのか、またその情報をどの調査項目の参考にして、どう評価したのかが準備書から読み取れません。累積影響の評価は、単に「情報を提供してもらった」という事実だけではなく、その情報の具体的内容・扱い方・評価への反映方法が明確であることが必要だと思います。さらに、鳥類に限らず、景観面においても隣接する他事業との累積影響を慎重に評価することが必要であると考えます。 以上より、本準備書は以下の点で重大な問題を抱えている。 ・知事意見への対応状況の記載がない ・保安林・保全地域の除外検討がない ・知事意見で求められたレーダー調査を実施せず、説明も不十分である ・事業者調査では得られなかった稀少猛禽類の市民調査結果に対する対応 ・累積的影響評価への検討説明不備 これらは、県条例アセスの根幹部分であり、準備書は現状のままでは不備があり、適切な環境影響評価とは言えないと思います。知事意見に基づく再検討と、準備書の修正を求めます。	
22.	青森市在住 L 氏 (1) 【調査地点の選定について】 準備書 5.2 専門家等の助言 表 5.2-2 (4) 「垂直見込角 1 度以上の範囲を調査予定としているが、対象物の輪郭が見える程度である 0.5 度でも調査検討対象から排除しないという視点が必要である。地元の意見を基に検討されたい。」 一対応状況一説明会や自治体協議等で挙げた地元の意見を基に検討するなど、今後の手続きの参考とする。 上記の専門家の指摘もありながら雛岳より登山者が多い高田大岳を主要眺望点として排除された理由が知りたい。 方法書の意見書にも要望したが準備書にも追加されておらず、準備書説明会では排除された理由と経緯として協議会で検討された訳もなく、雛岳より離れているからとの理由で調査から外されているところに誠意が見受けられない。八甲田全体の景観価値を損ない、長年培われてきた観光地としての評価を低下させ、特に登山者やスキーツアーのお客さんは景観を目的に訪れる観光	風車から見てほぼ同じ方角の山からの眺望であるため景観としてはほぼ同様となり、風車に近い方が垂直視野角が大きくなることから、影響が大きい方（雛岳）を代表としています。 なお、アセスで選定していない地点については、垂直視野角 1 度未満の地点も含めて再度選定し、自主的にフォトモンタージュを作成し、住民の皆さまにご説明することを検討しております。

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	客が多く、その影響は観光消費への打撃や地域活力の低下に直結し看過できない問題。来訪者にとっての魅力を低下させ観光業に重大な打撃を与える理由から計画の妥当性を厳格に検証すべきだと思う。	
23.	青森市在住 L 氏 (2) 【調査時期に関して】 「対象事業実施区域の周囲の観光地に多くの人が訪れる時期である夏季と秋季に設定していることについて、おおむね適切と考えられる。冬季のアクティビティに利用される施設が周囲に存在するのであれば検討の必要があるが、周辺道路が冬季間通行止めで通行者がほぼいないのであれば、冬季調査は不要と考えられる。」 グリーンシーズンの登山者は登山道を歩くが、ウィンターシーズンの登山者やバックカントリースキーヤーについては山全体を自由に歩き、自然豊かな景観をどの方角からも眺められる。これは八甲田の冬季観光の大きな特徴であり、道路事情に左右されない観光利用が存在するため、冬季調査を不要とする判断は妥当性を欠いています。特に八甲田山東側の建設予定地方面は広大な自然景観を有する観光資源として位置づけており、景観が損なわれれば、冬の八甲田の観光地としての魅力は大きく失われ、深刻な打撃を与えることとなります。すでに稼働している七戸十和田風力の 8 基だけでも大きな影響を与え、世界、日本各地から八甲田を楽しみに来る来訪者からは風車の存在が残念だという声が聞こえています。さらに風車が増えるとなると今後の観光に与える懸念は大きいです。八甲田周辺で観光業を生業とする地域関係者にとって重大な問題であり、強い危機感を持って本事業に反対します。	景観写真の撮影時期については、青森県環境影響評価技術指針に「最多利用期や四季の変化が景観に現れる時期（桜の開花、紅葉、落葉時等）、視程が最も長くなる時期」と記載されており、展葉期（夏季）及び落葉期（秋季）としています。冬季につきましては、周辺道路の通行止めだけでなく、雪で背景が白く覆われてしまい、灰白色の風車の景観への影響が他の時期と比較して小さくなることも踏まえています。
24.	十和田市在住 M 氏 八甲田山の開発は、水産、農業を主とした県民生活に確実に影響を及ぼすため断固反対致します。 風力発電は特に反対致します。百害あって一利なしです。	本事業では、「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例（共生条例）」および農山漁村再エネ法の手続きに基づき、地域自治体（十和田市・七戸町）や、農業・林業等の関係者の皆様が参加する協議会等を通じて、丁寧な対話と合意形成を進めてまいります。
25.	十和田市在住 N 氏 私は、(仮称) 七戸八幡岳風力発電事業について、環境の保全の観点から反対します。	動物・植物・生態系、水質、景観等については、県の審査を受けた方法書に準拠し、現地調査および予測・評価を実施し、準備書にとりまとめております。各項目への影響を予測した結果、影響は概ね小さい、または環境保全措置により影響の低減

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	八幡岳周辺は、豊かな森林や水源、生態系、山岳景観が残されている貴重な地域です。本事業による森林の伐採や造成、道路整備等により、野生生物の生息環境、水環境への影響が懸念されます。また、巨大な風力発電設備の設置は、この地域本来の自然景観を大きく変えてしまいます。一度失われた森林や生態系、景観を元に戻すことは容易ではありません。 再生可能エネルギーの導入は必要ですが、貴重な自然環境を大きく改変してまで進めるべきではないと考えます。以上の理由から、環境への影響を回避するため、本事業の中止を求めます。	が可能と評価しています。また、予測に不確実性が伴うものについては事後調査を実施します。準備書についても、各種専門家により構成された県審査会により、今後適切に審査を受けることになります。
26.	十和田市在住 O 氏 私はこの事業に反対です。私は八甲田山の眺めが好きで移住してきました。そこに数年前から風車が立ち並び毎日楽しんでいた景色が一変しました。山を見る度心苦しくなります。これ以上、景観を壊さないでいただきたいです。	本事業を行うにあたり景観の変化は避けられませんが、フォトモンタージュ等による予測・評価を実施し、実行可能な範囲で影響を低減するような環境保全措置を検討し、その結果を準備書にとりまとめております。準備書については、各種専門家により構成された県審査会により、今後適切に審査を受けることになります。
27.	十和田市在住 P 氏 私はこの事業に反対です。なぜなら希少な種のバードストライクが発生する懸念があるからです。 高森山鳥獣保護区で2026年6月に早朝から調査を行ったところ 40 種以上の鳥類を観察できました。ハチクマやイスカ、オオジシギなど希少な種が含まれています。本計画地も距離的に近く、比肩する結果が出るものと思います。それを踏まえたと今回公表された図書では計画地における多様な生態系が過小に評価されています。調査手法が不十分、あるいは手法は問題なくとも調査技術が不足しています。 単体でみれば規模の小さな計画であっても、既存風車との位置関係や影響が重なり合い、積算されることを踏まえ長期間、計画地の内外から再調査を行われることを希望します。再調査が費用や時間の面で難しいのであれば、市民団体などからもデータをあつめ、計画に反映してください。	鳥類等については、県の審査を受けた方法書に準拠し、現地調査および予測・評価を実施し、準備書にとりまとめております。各項目への影響を予測した結果、影響は概ね小さい、または環境保全措置により影響の低減が可能と評価しています。また、予測に不確実性が伴うものについては事後調査を実施します。準備書についても、各種専門家により構成された県審査会により、今後適切に審査を受けることになります。県の審査により、仮に再調査等が必要と判断された場合は、再調査を実施し、再度審査を受けることとなります。
28.	十和田市在住 Q 氏 (1) 1. 土砂崩落・地質及び斜面の安全性について 西コミュニティセンターでの説明において、計画地周辺の地層は安山岩、凝灰	サイトで確認されている地盤は、十和田、八甲田周辺の火山灰を主体とした凝灰岩と凝灰角礫岩、安山岩より構成されています。現在までに実施している地質ボーリング調査結果より、表層はやや軟弱なシルトと凝灰岩になりますが、5～10m弱程度の深さで安定した堅硬な凝灰角礫岩と安山岩を確認すること

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	岩、軽石等が何層にも堆積しており、風車基礎については支持層に達するまで、最大約 17m の掘削が必要であるとの説明を受けました。掘削に伴って発生する残土を再利用する場合、火山灰や軽石を含む土砂を盛土等に使用することによる長期的な安定性について、十分な検証が必要と考えます。地盤が脆弱な場合にはコンクリート等を混合して補強するとの説明もありましたが、その具体的な施工方法、強度、耐久性及び安全性について明らかにしてください。 さらに、風車建設予定地に近接する八甲田山近くの尾根で、既に大規模な土砂崩落が発生していることを現地で確認しました。私は実際に現地に赴き、遠方からではありますが崩落状況を確認し、撮影した写真も説明会で提示しました。しかし、事業者側ではこの崩落が認識されていなかったとのことでした。既存の土砂崩落を把握しないまま事業計画の安全性を評価することには大きな疑問があります。 当該崩落地について、発生原因、地質・地形条件、地下水及び降雨との関係、今後の拡大可能性、ならびに計画する道路造成・土地改変・風車基礎工事が周辺斜面の安定性に及ぼす影響について、追加の現地調査と評価を行い、その結果及び安全対策を報告することを求めます。	ができ、風車を支える支持層となります。ですので、我々も土砂崩壊が発生することのないよう表層の軟弱層の処理を慎重に行う必要があると考えております。 「掘削深さ 17m」との説明ですが、風車の基礎深さは 4m 程度、その位置から杭を打設（圧入）しますが、その杭の深さが 17m に達するとご理解いただければと思います。ですので、深さ 17m まですべて掘削するわけではございません。 「盛土材料が軟弱な場合の処理」についてですが、盛土材として不適切な材料が確認された場合には、そのまま盛土として使用することはできません。現時点では構外処理することは考えておりませんので、例えば緑化するエリアの表土として使うことを想定しております。また、盛土材が万一設計を満たさない材料である場合には補強土壁（ジオテキスタイル）を設けることも考えており、詳細設計の中で検討いたします。 土砂崩落箇所のご指摘については感謝申し上げます。我々も現地調査を実施しましたが、風車位置との離隔は現状 100m 程度（以上）あり、今後、地質調査を踏まえて詳細設計を進めますが、この崩落箇所の影響を慎重に見極めます。風車設備の設計は経済産業省産業保安監督部や専門の認証機関の審査を受審しますので、了解が得られれば問題はないと判断します。幸い、過去の写真を確認することができまして、現時点で崩落箇所の進展はないことを確認しております。
29.	十和田市在住 Q 氏(2) 2. 森林約 7,000 本の伐採と土地改変について 本事業では、約 7,000 本の樹木を伐採し、山の尾根を含む区域で道路建設や土地改変を行う計画とされています。資料の地図からは、改変区域にブナやミズナラ等の森林が広く含まれていることが確認できます。 山の尾根は強風や降雨の影響を受けやすく、樹木の根系は土壌を保持し、森林は雨水を一時的に貯留して土砂流出を抑制する重要な機能を持っています。特に既に土砂崩落が発生している地域において、大規模な伐採と土地改変を行うことが、斜面の安定性、土壌保持機能、保水機能及び生態系にどのような影響を及ぼすのか、定量的な評価を示してください。 伐採後に森林が元の状態に回復するまでの期間、回復しない場合に失われる	本事業では、開発規模概算として約 7,000 本の樹木伐採を見込んでおりますが、以下の対策を講ずることとしております。 ➤ 改変面積の徹底的な最小化と林道・作業道の活用： 二渡沢林道や既存の作業道等を搬入路として最大限活用し、新規の土地造成や道路拡幅を最小限に抑える計画としております。その際に整備された林道や作業道は今後の森林施業にお使いいただき、適切な森林資源管理に資することを考えております。 ➤ 代替保安林の新規指定： 保安林の指定解除を受ける手続きにおいては、一時的に解除された指定面積分（約 7,000 本相当を賄える規模）について、近隣エリアで改めて保安林への新規指定を行う計画です。これにより、地域全体としての水源かん養保安林としての機能を代替・維持することを目指します。 ➤ 法面緑化と早期回復： 工事によって発生した切盛法面等については、可能な限り在来種を含んだ緑化工法を採用し、元の森林・植生環境への早期回復を図ります。

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	森林機能、強雨時の土砂流出量及び濁水発生量について、具体的な予測と対策を示してください。	
30.	十和田市在住 Q 氏 (3) 3. 土砂流出・濁水及び災害リスクについて 近年は全国各地で短時間の集中豪雨や線状降水帯等による大規模な浸水・土砂災害が発生しています。過去に土砂崩落が確認されている八幡岳周辺において、現在崩落が確認されていない地点についても、森林伐採、道路造成、掘削及び盛土によって土砂災害リスクが高まる可能性があります。 既存の土砂崩落を踏まえ、計画地全体について、想定最大規模の降雨を含む条件での斜面安定性、土砂流出、濁水発生及び河川への流入について再評価することを求めます。また、工事中及び供用後に濁水や土砂流出が発生した場合の監視体制、停止基準、緊急対応、復旧及び地域住民への情報提供について、具体的な計画を明らかにしてください。	今後、詳細設計を進めてまいります、ご指摘の点について真摯に受け止めます。
31.	十和田市在住 Q 氏 (4) 4. 水源・地下水・水質について 資料では、排水口から河川までの距離が示されています。本地域は高瀬川流域を含む水源に関わる地域であり、生活用水及び農業用水への影響が懸念されます。 風車基礎のために地下約 17m まで掘削し、複数の基礎を設置することにより、地下水の流れや湧水、周辺の水循環に影響を及ぼす可能性があります。地下水位・地下水流向・湧水地点等について、事業実施前にどのような調査を行ったのか、その調査方法、結果及び予測結果を明らかにしてください。 工事によって濁水、地下水の水質悪化、湧水量の減少等が生じた場合に、生活用水・農業用水を守るための具体的な監視、対策、原因究明、原状回復及び補償の仕組みを明らかにしてください。	地質ボーリング調査により事業区域の地質構造を確認しており、表層は凝灰岩・安山岩が交互に分布するものの、地下約 17m 付近で N 値 50 以上の支持層に到達することを確認しております。あわせて現地踏査により、尾根筋を含む区域周辺は地下水位が比較的浅く、地表に湧出する箇所が複数存在すること、これらの水が沢筋を経て高瀬川水系につながっていることを把握しております。なお、施設の詳細設計にあたっては、地盤条件や湧水状況等を踏まえたうえで、施設配置や施工方法を含めて地下水への影響を可能な限り低減できるよう検討を進めてまいります。 工事中の対策としては、サイト内に沈砂池を設置し、水系への流出口には砂利柵を設けて土砂の流出を防止したうえで水のみを河川側に流す計画です。あわせてサイト境界において濁度・pH を定期的に測定し、竣工まで継続いたします。異常値が確認された場合には直ちに工事を中断し、原因究明及び対策を講じたうえで、地域の皆様へご報告いたします。沈砂池等の容量設計にあたっては、近年頻発するゲリラ豪雨も考慮した基準を用います。 供用開始後についても、周辺で湧水量の減少等が生じているとのご懸念があることを踏まえ、工事着手前の周辺主要井戸・湧水地点・河川における状況把握や、供用開始後の高瀬川水系及び主要湧水地点における定期的なモニタリングの実施、その結果の地域の皆様への周知方法、さらには地元水利組合等の関係者との協定締結や相談窓口の設置についても、今後検討してまいります。 万一、工事及び施設の稼働に起因して濁水、地下水質の悪化、湧水量の減少等が生じたことが確認された場合の原状回復措置(井戸の掘り直しや代替水源・導水管の提供等)や、生活用水・

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
		農業用水に実損が生じた場合の補償の枠組みについても、評価書までに検討してまいります。
32.	十和田市在住 Q 氏 (5) 5. クマタカ・イヌワシ等の希少猛禽類について 準備書では、クマタカの確認位置が示される一方、年間衝突予測回数か、0.000 回/年とされています。しかし、実際には八幡岳の風車建設予定地上空を飛翔するクマタカの写実があり、希少猛禽類が計画地周辺を利用していることが確認されています。 風車は地上からの最大高さ 152.5m、ローター直径 135m と非常に大型であることから、クマタカ等の飛翔高度とブレードの回転域が重なる可能性について、慎重な検証が必要です。年間衝突予測回数を 0.000 回/年とした調査地点、調査期間、観察回数、飛翔高度、飛翔経路、風車予定地との位置関係、予測モデル及び算定根拠を明らかにしてください。 イヌワシについても、文献調査と現地調査の内容を明確にし、周辺地域を含めた生息・飛翔状況について追加調査を実施することを求めます。希少猛禽類への影響について、現状の調査・予測だけで影響がないと判断できる根拠を示してください。	クマタカ（希少猛禽類）の定点調査地点は準備書 p.426、調査実施日は p.428、飛翔高度、飛翔軌跡、風車予定地との位置関係は p.565、イヌワシの文献調査結果は p.81 に記載しており、現地調査でイヌワシは確認されていません。衝突回数の予測は、p.615～620 に示す環境省モデル及び p.621～623 に示す由井・島田モデルで実施しており、予測条件も記載のとおりです。クマタカの予測結果は p.677～680 のとおりで、図のように風車予定地のメッシュと飛翔軌跡が重ならなければ 0.000 回/年となります。アセスではこの手法が最も一般的となります。しかしながら予測の不確実性を考慮し、p.890 の事後調査計画に示すように、バードストライクに関する死骸調査及び渡り鳥の定点調査を予定しています。 鳥類等については、県の審査を受けた方法書に準拠し、現地調査および予測・評価を実施し、準備書にとりまとめております。各項目への影響を予測した結果、影響は概ね小さい、または環境保全措置により影響の低減が可能と評価しています。また、予測に不確実性が伴うものについては事後調査を実施します。準備書についても、各種専門家により構成された県審査会により、今後適切に審査を受けることになります。県の審査により、仮に再調査等が必要と判断された場合は、再調査を実施し、再度審査を受けることとなります。
33.	十和田市在住 Q 氏 (6) 6. 景観について 現在設置されている JRE 七戸十和田風力発電施設は、十和田市内及び国道 45 号線バイパスからも明瞭に視認できます。今回計画されている風車は最大高さ 152.5m であり、八幡岳周辺の景観に大きな変化をもたらす可能性があります。 七戸町内だけでなく、十和田市内、国道 45 号線等の主要な視点場からの景観について、実際の風車規模を反映したフォトモンタージュ等による再調査・再評価を行い、その結果を公開することを求めます。 7. 結論 以上の理由から、現状の環境影響評価では、土砂災害、森林伐採、水源・水質、希少猛禽類及び景観への影響が十分に明らかにされていないと考えます。特に、既に計画地に近接して土砂崩落が確認されていること、約 7,000 本の	景観等については、県の審査を受けた方法書に準拠し、現地調査および予測・評価を実施し、準備書にとりまとめております。景観の調査地点は垂直視野角 1 度を目安とし、準備書 p.812 のように、十和田市、七戸町、青森市から 12 地点を選定しています。なお、アセスで選定していない地点については、垂直視野角 1 度未満の地点も含めて再度選定し、自主的にフォトモンタージュを作成し、住民の皆さまにご説明することを検討しております。 準備書は、各種専門家により構成された県審査会により、今後適切に審査を受けることになります。県の審査により、仮に再調査等が必要と判断された場合は、再調査を実施し、再度審査を受けることとなります。

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	樹木を伐採して土地改変を行うこと、地下約 17m まで掘削する計画であること、クマタカの飛翔が確認されているにもかかわらず衝突予測が 0.000 回/年とされていることについて、追加調査及び再評価が必要です。 追加の現地調査、災害リスク評価、水源・水質評価及び希少猛禽類の再調査を行い、その方法・データ・予測結果・安全対策を明らかにすることを求めます。 私は、青森の宝である八甲田・十和田湖・奥人瀬溪流につながる豊かな自然環境と、水源、森林、生態系を守り、風力発電による災害のない安心・安全な環境を未来の子どもたちへ引き継ぎたいと考えています。以上の理由から、本事業の風力発電計画に反対します。	
34.	十和田市在住 R 氏 環境保全、景観の見地から、七戸八幡岳風力発電事業に反対します。	動物・植物・生態系、景観等については、県の審査を受けた方法書に準拠し、現地調査および予測・評価を実施し、準備書にとりまとめております。各項目への影響を予測した結果、影響は概ね小さい、または環境保全措置により影響の低減が可能と評価しています。また、予測に不確実性が伴うものについては事後調査を実施します。準備書についても、各種専門家により構成された県審査会により、今後適切に審査を受けることになります。
35.	十和田市在住 S 氏 私は、「貴社の七戸八幡岳風力発電事業は環境保全のリスクが高い為、反対です。更に、出来れば、事業の全面的に見直し後、中止と廃止、を強く希望します。」反対理由は、貴社の説明会様々な質疑応答記録に同感した為です。 最後に、今後、エネルギー問題で『災害を回避し地元・地域資源活用目標本型の風力発電事業創設企業が必要』で、貴社への提案は、次の 2 点です。 最初の提案①が、環境リスクの回避やり方：「山林の伐採後、大型風車タイプ風力発電施設建設中止の上、地形を考慮した縦型タイプの発電小型分散方式の発電施設設計計画変更すること、」です。 次の提案②が、「青森十和田市で発電の電気を全て東京へ送電の一部を、地元の十和田市民利用が可能な地産地消方式を検討すること」です。 以上、発電事業の賛否と今後対策の意見書と提出します。	提案①(縦型小型分散型への設計変更)について ご提案の趣旨は環境影響の低減にあるものと理解しております。その上で、本事業地の風況・地形条件を踏まえますと、稜線部の強く安定した風況を捉えるためには一定の高さを確保できる大型機(メガワット級)が適しており、地上高 20～30m 程度の小型機では十分な風況を捉えられず設備利用率が低くなりますので、本事業では大型機の採用を継続する方針です。ただし、環境保全へのご懸念自体は真摯に受け止めており、配置計画の精査による改変面積の最小化、ブレードへの視認性向上対策(目玉模様等)、供用開始後のモニタリングを通じた保全措置の実効性検証についても、今後検討してまいります。 提案②(十和田市内での地産地消)について 発電した電気は、電力の安定供給を担う一般送配電事業者の送配電網に接続して供給する仕組みが FIP 制度の前提となっており、特定地域向けに専用線を敷設して直接供給する形態は、実現が困難です。 その一方で、専用線によらない形での地域還元策として、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備区域に指定された場合の売電収入の一部を農業・林業分野へ還元する仕組み、設置自治体への固定資産税、地域イベントへの協賛、観光振興への貢献、管理用道路・送電線の維持管理等を通じた地域雇用の創出等について、今後、農山漁村再エネ法に基づく協議会等の場を通じて検討してまいります。 以上を踏まえ、事業計画は七戸町 2 基・十和田市 2 基の計 4 基に抑え、保安林の使用面積を最小限とする方針で臨んでおり、

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
		県全体としての再生可能エネルギー導入とのバランスにも配慮しているところです。今後も、説明会や広報を通じて丁寧な説明を継続してまいります。
36.	他県在住 T 氏 水源かん養保安林を伐ることにより、水にどう影響するか、又、土砂崩れの原因になるのではないかな等の不安要素が大きいことから撤回を求めます。	水源かん養保安林の伐採による水質・水資源への影響や、土砂崩れ等の災害リスクについてご不安を抱かれるのはごもっともなことであり、事業を進めるにあたって最重要な課題であると認識しております。ご懸念されている項目に対し、誠実に対応してまいります。
37.	五所川原市在住 U 氏(1) 1. 開発規模(森林伐採)について 貴社は本事業に伴う開発規模として「概算伐採本数：7,000 本」と示されています。森林を伐採すれば二酸化炭素吸収能力と水源かん養(保水)能力が低下することは明かです。特に事業区域の大部分が水源かん養保安林に指定されている点を踏まえれば大幅な機能低下は看過できない環境影響です。 貴社はこの環境面でのデメリットを上回る環境的メリットがあるとの認識で事業を進めていると理解して間違いありませんか。二酸化炭素吸収量の減少分と事業による二酸化炭素削減効果を比較した具体的な計算式及び数値並びに保水能力低下の程度について定量的な根拠を示してください。	本事業による CO2 排出削減効果は年間約 11,000 トンが見込まれます。いっぽう、概算伐採本数約 7,000 本（主にスギ・ブナ等）が失われることによる CO2 吸収量の減少は、一般的な森林の吸収係数（樹木 1 本あたり年間約 8.8 kg-CO2/年として計算）を当てはめると、年間約 62 トン程度と試算されます。一時的に樹木を伐採することで CO2 吸収源の一部を失うものの、風力発電によって削減できる CO2 量は伐採による吸収減少量を大幅に上回る（年間削減量が減少量の約 177 倍となる）見込みです。地球温暖化防止および脱炭素化の観点において、本事業を進める環境的メリットはデメリットを大きく上回ると認識しております。 なお、CO2 削減効果について、試算の前提とした計算式および使用したデータ・パラメータの詳細は以下の通りです。 [計算式] 年間 CO2 削減量＝発電所総出力[kW]×8760[h/年]×設備利用率[%]×排出係数[kg-CO2/kWh]÷1000 [使用した各種数値・パラメータ] 発電所総出力：12,000kW（3,000 kW × 4 基） 年間時間数：8,760h（24 h × 365 日） 設備利用率：約 25% 排出係数：0.423[kg-CO2/kWh]※環境省・経済産業省公表の「電気事業者別排出係数」における全国平均的な代替値（火力発電等の代替効果を示す係数）を参照。 保水能力低下の程度については、現時点では、具体的な数値をお示しすることはできません。当該数値は、今後実施する保安林解除申請の手続きの中で、ヤード周辺の集水区域を設定し、現況(森林)と造成後の流出係数を比較した上で、ピーク流出量の増加分、調整池等の防災施設の必要容量、流出土砂量を算定することにより明らかになるものです。
38.	五所川原市在住 U 氏(2) 2. ミチノクサイシンの移植について 直接改変を受けるミチノクサイシン(環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類)について移植を実施するとされています。しかしながら林床植物の移植は活着・定着が困難な事例が多く報告されています。具体的な移植手法(移植先の選定基準、移植時期・方法、活着率の目標値など)と同種または類似種における過去の成功事例を示してください。加えて移植が失敗した場合の追加保全措置についても明記を求めます。	ミチノクサイシンの移植手法につきましては、改変区域外のミチノクサイシン生育地付近で環境条件(土壌水分量、pH 調査等)を事前に調べて移植候補地を選定し、ミチノクサイシンや近縁種の先行事例を参照しつつ、専門家の指導のもと検討する予定です。近縁種を含む過去の成功事例としては以下のとおりです。失敗した場合の対策については、その状況により専門家に助言をいただく方針です。 ミチノクサイシン： https://www.thr.mlit.go.jp/iwakito/environment/environment_syokubutu4.html サンヨウアオイ： https://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn1319pdf/ks1319_19.pdf

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解																																																
		フタバアオイ、ヒメカンアオイ、タマノカンアオイ： https://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0721pdf/ks072113.pdf ウスバサイシン： https://www.gmnh.pref.gunma.jp/wp-content/uploads/report2018_P33.pdf																																																
39.	五所川原市在住 U 氏 (3) 3. 高空飛翔種のバードストライク対策について 高空飛翔種についてブレード等への接触リスクを認め「目玉模様等の設置を検討」するとされています。目玉模様(デコイ)の効果は科学的に十分実証されているとはいえず、実際にどの程度バードストライクを低減できるのか疑問が残ります。具体的な設置方法、効果の根拠となるデータ、過去の成功事例を示してください。合わせてより実効性の高い対策(カットイン風速の引き上げやリスクの高い時期の運転調整など)の検討も求めます。	目玉模様をタワー（またはブレード）につける対策は専門家から提案されたものであり、どの方向から見ても 2 個以上見えるように、高さは数 m でよく、模様の大きさは直径 1m ほどと聞いています。札幌近郊の八ノ沢風力ではブレードに目玉模様をつけたところ、猛禽類が一度も当たらなかったとのこと。事後調査の結果等によっては他の環境保全措置も検討することになります。																																																
40.	他県在住 V 氏 (1) 自然度の高い天然林の大量伐採の恐れ、土砂災害の恐れ、水源涵養機能喪失の恐れ、景観悪化の恐れがあることから事業計画の撤回を求めます。 ■自然度の高い天然林 風車ヤードや道路が造成される尾根は国有林です。林齢 130 年～ 170 年の天然林であり、植生はブナ・ミズナラ群落(植生自然度 8)です[準備書図 3.1-31]。国有林野施業実施計画図及び基本図から林齢が 100 年以上の林分を抜粋します。 <table border="1"><thead><tr><th>林班</th><th>小班</th><th>林齢(年)</th><th>林種</th><th>樹種</th><th>機能類型</th><th>保安林</th><th>近くの草</th></tr></thead><tbody><tr><td>143</td><td>り1</td><td>169</td><td>天然林</td><td>ブナ、他L</td><td>森林空間利用</td><td>水源涵養</td><td>#1</td></tr><tr><td>143</td><td>り2</td><td>169</td><td>天然林</td><td>ブナ、他L</td><td>森林空間利用</td><td>水源涵養</td><td>#1,#2</td></tr><tr><td>1509</td><td>わ6</td><td>145</td><td>天然林</td><td>ブナ、他L</td><td>水源涵養</td><td>水源涵養(保護樹帯)</td><td>#2,#3</td></tr><tr><td>1509</td><td>ほ6</td><td>154</td><td>天然林</td><td>ブナ、他L</td><td>水源涵養</td><td>水源涵養</td><td>#4</td></tr><tr><td>142</td><td>わ1</td><td>135</td><td>天然林</td><td>ブナ、他L</td><td>水源涵養</td><td>水源涵養(保護樹帯)</td><td>#2,#3</td></tr></tbody></table> これらの林分は斜面の崩壊を防いだり、人工林を囲むように帯状に配置して風害から人工林を守るために意図して残されてきたものです。風車の大きさから判断して、搬入道路の幅員は 5m 以上になると思います。さらに両側の数 m は伐採されると思います。つまり、搬入道路に沿って 20 ～ 30m 程度の列状間伐がなされることになると思います。近年激甚化する集中豪雨と巨大化	林班	小班	林齢(年)	林種	樹種	機能類型	保安林	近くの草	143	り1	169	天然林	ブナ、他L	森林空間利用	水源涵養	#1	143	り2	169	天然林	ブナ、他L	森林空間利用	水源涵養	#1,#2	1509	わ6	145	天然林	ブナ、他L	水源涵養	水源涵養(保護樹帯)	#2,#3	1509	ほ6	154	天然林	ブナ、他L	水源涵養	水源涵養	#4	142	わ1	135	天然林	ブナ、他L	水源涵養	水源涵養(保護樹帯)	#2,#3	本件については、森林管理署と協議のうえ国有保安林の機能保全（水源涵養機能等）に十分配慮し、改変面積を最小限とすることを前提に開発を行うことに対し、ご理解をいただきながら、伐採許可を得て進めています。
林班	小班	林齢(年)	林種	樹種	機能類型	保安林	近くの草																																											
143	り1	169	天然林	ブナ、他L	森林空間利用	水源涵養	#1																																											
143	り2	169	天然林	ブナ、他L	森林空間利用	水源涵養	#1,#2																																											
1509	わ6	145	天然林	ブナ、他L	水源涵養	水源涵養(保護樹帯)	#2,#3																																											
1509	ほ6	154	天然林	ブナ、他L	水源涵養	水源涵養	#4																																											
142	わ1	135	天然林	ブナ、他L	水源涵養	水源涵養(保護樹帯)	#2,#3																																											

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	する台風とを考え合わせれば、対象事業実施区域内の森林は土砂災害や風害に備えた施業がなされる必要があり、稜線や急傾斜地の幅広な列状間伐は行うべきではないと考えます。 また、風車ヤードや道路が造成される尾根は全域が水源涵養保安林です[準備書 3.ネ 17]。この尾根は、高瀬川水系と奥入瀬川水系の分水嶺であり[準備書 32-3]、両水系の源頭部です。保水力の高いブナ・ミズナラ群落(植生自然度 8)が残されてきたことにはその水源涵養機能を期待する意味があると考えます[準備書図 3 31]。 さらに、本事業の対象事業実施区域は、十和田八幡平国立公園に近く[準備書図 3 11]、国道 394 号線を使ってアクセスする観光客や登山者は本事業の風車の間を通り抜けることになります。 上の表に森林空間利用タイプの林分があります。森林空間利用タイプの森林とは「多様な樹種からなり、かつ、林木が適度な間隔で配置されている森林、湖沼、溪谷等一体となって優れた自然美を構成する森林等であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備される林分です。 森林空間利用タイプの林分は国道沿いに国立公園まで続いています。つまり、本事業の対象事業実施区域は国立公園の自然環境の入り口にあたる場所であると考えます。 林齢 100 年を超える上の表の林分は、一旦伐採してしまえば復元するのは困難です。風車ヤードや道路のために土地を改変してしまえば、復元することはなおさら困難です。壮齢期にあるこれらの林分の樹木は母樹として残すべきであると考えます。	
41.	他県在住 V 氏(2) ■遷急線 風車ヤードや道路が造成される尾根の直下には遷急線があります。遷急線とは尾根から谷に向かって斜面を見下ろしたときに、傾斜が急になる地点を繋いだ線です。いわゆる山の肩と呼ばれる場所です。遷急線は「侵食前線」とも呼ばれ、最も崩壊の可能性が高い場所です。風車ヤードや道路を造成するために遷急線の近くの樹木を広く伐採し土地が改変すれば、土砂災害の可能性が格段に高まると考えます。 特に、風車ヤード#2、#3 の北北東斜面	ご指摘いただいた現地遷急線の地形に対するご懸念の内容、開発に伴うさらなる倒木ならびに土砂崩壊の危険性については感謝申し上げます。ごもっともなご意見だと思います。 現在、地質調査のうえ詳細設計に移行する状況でございますが、いただいた点を踏まえ、地域の皆様にご懸念されることのない安全・安心ある設備を計画してまいります。「宅地造成及び特定盛土等規正法」(盛土規正法)に従い、県土整備部(都市計画課)の皆様と今後協議を行いますが、県知事より許可を得ない限り、開発を前に進めることはございませんので、どうかご理解いただけますと幸いです。

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	は傾斜が急です。風車ヤード#2 はピークごとに取り除くことによって、また、風車ヤード#3 は盛土によって平坦地を造成していますが〔準備書 2.2-5(3) , (4)〕、風が吹き込むことで徐々に周りの樹木が倒れ、急斜面に土砂が流出していくことになると思います。遷急線の近くの木を伐採したり、土地を改変したりしないでください。	
42.	他県在住 V 氏 (3) ■原状回復 供用期間終了後、土地の原状回復をどのように行いますか。風車を撤去することは言うまでもありません。本事業のように、尾根筋やピークを大規模に改変した場合、元の状態に戻すことはできません。沈砂池、路肩の側溝、盛土、切土、補強土壁(擁壁)は永久に保守され続けなければなりません。なぜならこれらの設備は土地の安定に必要な不可欠な設備だからです。これらの設備は、地震、大雨のたびに傷みます。蟻の一穴から大規模な土砂災害に繋がります。こまめに補修しなければなりません。供用期間終了後は誰の責任で、誰の費用負担で補修するのでしょうか。林業と共用するという考えはあると思いますが、これらの設備を林業だけで維持するのは困難であると考えます。	風車撤去後の原状回復ならびに費用負担についてのご意見、ありがとうございます。 結論から申し上げますと、風車撤去後の維持管理の費用については基本的に風力発電事業者の負担となります(経済産業省)。このため、風力発電事業者はあらかじめ資金を積み立てておくことが求められています。但し、土地賃貸契約、地元の皆様との協議により負担範囲や原形復旧の方法が個別具体的に決められるものと考えております。
43.	他県在住 V 氏 (4) ■景観 本事業の雛岳や高田大岳からの景観を壊すと考えます。風車の場合、鉄塔や煙突などとは違い、ブレードが描く円盤の大きさ、回転の視覚的効果、風車群のクラスターとしての視覚的効果が支配的です。そもそも、可動部を持つ巨大な構造物自体、不動のスカイラインとは全く調和しないだけでなく、止まっている風車と動いている風車の不揃い感、動いている風車同士の回転速度の差による位相のずれなどは見た者に自然と相容れない異質な印象を与えると考えます。既に JRE 七戸十和田風力発電所の風車によって小川原湖方向の展望が阻害されています。これ以上の景観の悪化は望みません。	本事業を行うにあたり景観の変化は避けられませんが、フォトモンタージュ等による予測・評価を実施し、実行可能な範囲で影響を低減するような環境保全措置を検討し、その結果を準備書にとりまとめております。準備書については、各種専門家により構成された県審査会により、今後適切に審査を受けることになります。
44.	他県在住 V 氏 (5) ■他事業との累積的効果 本事業は周辺の他事業との累積的効果が非常に大きいと考えます〔準備書図	群化については景観の専門家から以下のように伺っています。 「複合(累積)評価について、専門の観点からみると、既存の風車との距離があることも影響が低減されている要因の1つだと考えられる。風車群の間に距離があることで、既設と本事業

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	2.2-9]。特に、JRE 七戸十和田風力発電所の影響は大きいと考えます。 景観に関して、「既設風車と本事業の風車の間に距離があることにより、心理学的に『群化』と呼ばれる視知覚が生じているといえる。群化により、累積的な風車群の面としての圧迫感が低減されるために、本事業の風車と既設の風車が混在することによる複合的な景観への影響は軽微であると予測される」としていますが、何を言いたいのか全くわかりません。詳細な説明を求めます。 まず、で言う群化とはゲシュタルト心理学の law of organization のことでしょうか。law of organization(群化)により風車の累積的效果が低減されるという趣旨の論文等があれば示してください。 また、騒音、低周波音、超低周波音、風車の影の評価に当たっては、これらの発電所がフル稼働している場合と全く稼働していない場合の両方を評価してください。	業の風車の2つの群があると捉えることができる。このように隙間をつくって連なるのを避けられていることを、景観の専門用語で群化という。二事業の風車が面として連なっていないので、圧迫感がさけられている。風車がある以上、影響が全くないわけではないが、影響を低減していると言えるだろう。 圧迫感が低減される決まった距離があるわけではないが、心理学的には、視認する時に群と群の間に距離があることで群化の視知覚が生じているといえる。このことで累積的な風車群の面としての圧迫感が低減されると考えられる。この影響の低減は海外事例でも確認したことがある。風車が立ち並ぶヨーロッパでは、並び方や配置を工夫して、景観資源化している。群化など、並び方、配置を工夫するのはインパクトを低減するのに有効な手法である。これから日本でも風車が増えるだろうから、そういう考え方が重要になるだろう。累積評価の観点では特に重要となる。」 また、騒音、超低周波音、風車の影については、対象事業実施区域から最寄りの住宅等まで5km以上離れおり、影響が小さいと考えられるため評価項目として選定していません（準備書 p.261～262）。

お知らせ

青森県環境影響評価条例に基づき、環境影響評価準備書の縦覧と説明会を行います。

一、事業者の名称、代表者の氏名、事業所の所在地

・ K A W i n d 深持合同会社

代表社員・ A C 25 一般社団法人

職務執行者・中垣 光博

東京都千代田区内神田一丁目3番7号401

あすな会計事務所内

二、対象事業の名称／（仮称）七戸八幡岳風力発電事業

種類／風力（陸上）

規模／12,000キロワット

三、対象事業実施区域／青森県十和田市深持地先

及び七戸町道地先

四、関係地域の範囲／青森県十和田市、七戸町、青森市

五、縦覧の場所／青森県十和田市役所3階 企画調整課、

十和田市西コミュニティセンター、七戸町役場2階

企画調整課 七戸町役場七戸庁舎、青森市

駅前庁舎3階 環境保全チーム、青森市中央市民センター

縦覧の期間／令和8年7月3日（金）から8月3日

（月）まで（縦覧の時間は開庁時間に準じます。）

電子縦覧／<https://www.fukamochiwindpower.com/info>

六、説明会の場所／日時

十和田市西コミュニティセンター ホール／

令和8年7月25日（土）午前9時から正午まで

七戸町 柏葉館 多目的ホール／

令和8年7月24日（金）午後5時から午後8時まで

七戸中央公民館／

令和8年7月25日（土）午後4時から午後7時まで

青森市 青森市中央市民センター／

令和8年7月26日（日）午前9時半から午後0時半まで

七、意見書の提出／環境影響評価準備書について、環境の

保全の見地からご意見をお持ちの方は、書面に住所、

氏名、ご意見（意見の理由を含む）を記入の上、縦覧

場所に備え付けております意見箱に投函くださるか、

令和8年8月17日（月）までに八の意見書の提出先へ

郵送ください（当日消印有効）。

八、意見書の提出先／〒101-0047 東京都千代田区内

神田一丁目3番7号401 あすな会計事務所内

K A W i n d 深持合同会社 担当：岩川、奥本、平田

問い合わせ：info@fukamochiwindpower.com

東奥日報（2026年7月3日（金） 朝刊）

お知らせ

2026年7月3日 「(仮称) 七戸八幡岳風力発電事業 環境影響評価準備書」の公表及び縦覧について

「(仮称) 七戸八幡岳風力発電事業 環境影響評価準備書」の公表及び縦覧について

K A W i n d 深持合同会社が計画している「(仮称) 七戸八幡岳風力発電事業」に関して、環境影響評価準備書及び要約書を公表いたします。

準備書の公表

準備書は、令和8年7月3日（金）から令和8年8月3日（月）まで縦覧致します。

縦覧場所

- ・ 十和田市西コミュニティセンター
 - ・ 七戸町役場 2 階 企画調整課 / 七戸町役場七戸庁舎
 - ・ 青森県十和田市役所 3 階 企画調整課
 - ・ 青森市 駅前庁舎 3 階 環境保全チーム / 青森市中央市民センター
- ※各施設の開庁日及び時間に準ずる。
- ・ インターネットによる公表

令和8年7月3日（金）から令和8年8月3日（月）の間中は閲覧が可能です。

ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

表紙・目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況

第4章 準備書についての意見と事業者の見解

第5章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第6章 環境影響評価の結果

6.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果

6.1.1 大気質

6.1.2 騒音

6.1.3 振動

6.1.4 水質

6.1.5 陸生植物

6.1.6 陸生動物

6.1.7 水生生物

6.1.8 生態系

6.1.9 景観

6.1.10 人と自然との触れ合いの活動の場

6.1.11 廃棄物等

6.2 環境の保全のための措置

6.3 事後調査

6.4 環境影響の総合的な評価

6.5 専門家等の助言

第7章 環境影響評価準備書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

資料編

要約書

意見書の提出

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、意見書様式に必要な事項を記入の上、令和8年8月17日（月）までに縦覧場所に設置の意見書箱に投函するか、お問い合わせ先に記載の住所へ郵送（当日消印有効）、または電子メールに添付し、下記メールアドレス宛に送付してください。なお、意見書様式は縦覧場所に置かれているもの、あるいは下記よりダウンロードしてご利用ください。

意見書の提出先及びお問い合わせ先

〒101-0047 東京都千代田区内神田一丁目3番7号401あすな会計事務所内

K A W i n d 深持合同会社 担当：岩川、奥本、平田

問い合わせ：info@fukamochiwindpower.com

住民説明会の開催

準備書について、下記のとおり住民説明会を実施いたします。

- ・ 十和田市：西コミュニティセンターホール／令和8年7月25日（土）午前9時から午後1時まで
- ・ 七戸町：柏葉館多目的ホール／令和8年7月24日（金）午後5時から午後8時まで
- ・ 七戸中央公民館／令和8年7月25日（土）午後4時から午後7時まで
- ・ 青森市：青森市中央市民センター／令和8年7月26日（日）午前9時半から午後0時半まで

【意見書様式ダウンロード】

K A W i n d 深持合同会社 ウェブサイト

現在の位置：ホーム > 組織でさがす > 環境エネルギー部 > 自然保護課 > (仮称) 七戸八幡岳風力発電事業（環境影響評価手続状況）

関連分野： [環境・エコ](#)

更新日付：2026年7月3日 [自然保護課](#)

(仮称) 七戸八幡岳風力発電事業（環境影響評価手続状況）

事業名	(仮称) 七戸八幡岳風力発電事業 (方法書段階では「(仮称) 十和田深持風力発電事業」)
事業者	KA Wind深持合同会社
事業の種類	風力発電所の設置
事業の規模	出力：最大12,000kW
対象事業実施区域	青森県十和田市深持地先及び七戸町道地地先
関係地域	青森県十和田市、七戸町
方法書	公告：令和6年3月1日 縦覧：令和6年3月1日～4月1日 (縦覧場所) ・十和田市役所本館3F 政策財政課 ・十和田市西コミュニティセンター ・七戸町役場（本庁舎2F 企画調整課、七戸支所） (電子縦覧) ・ 事業者のホームページはこちらです 説明会の開催： ・令和6年3月15日 18時～ 十和田市西コミュニティセンター ・令和6年3月16日 10時30分～ 七戸町柏葉館 ・令和6年3月16日 14時～ 七戸中央公民館 住民等意見の概要：令和6年6月3日 (内容はこちらです) 審査会意見：令和6年6月28日 (内容はこちらです) 知事意見：令和6年8月30日 (内容はこちらです)
準備書	公告：令和8年7月3日 縦覧：令和8年7月3日～令和8年8月3日 (縦覧場所) ・十和田市役所3階 企画調整課、十和田市西コミュニティセンター ・七戸町役場2階 企画調整課、七戸町役場七戸庁舎 ・青森市駅前庁舎3階環境保全チーム、青森市中央市民センター (電子縦覧) ・ 事業者のホームページはこちらです 説明会の開催： ・令和8年7月25日 午前9時～正午 十和田市西コミュニティセンター ホール ・令和8年7月24日 午後5時～午後8時 七戸町柏葉館 多目的ホール ・令和8年7月25日 午後4時～午後7時 七戸中央公民館 ・令和8年7月26日 午前9時半～午後0時半 青森市中央市民センター
評価書	公告： 縦覧：
事後調査等報告書	提出： 公告・縦覧：

関連ページ

- ・ [環境アセスメント（環境保全ページ）](#)
- ・ [環境影響評価の案件一覧](#)

この記事についてのお問い合わせ

環境エネルギー部 自然保護課 自然環境保全グループ
電話：017-734-9485 FAX：017-734-8072

[お問い合わせ](#)
[このページを印刷する](#)

災害・防災

くらし・手続き

教育・文化

健康・福祉

産業・しごと

観光・特産

市政情報

市政情報

▶ 市の紹介

▶ 公共施設

▶ 各種統計情報

▶ 行政・財政

▶ 計画・取り組み

▶ 公示送達

▶ 市議会

▶ 例規集

▶ 庁舎マップ・アクセス

▶ 広報

▶ 職員採用

▶ その他

現在の位置： [ホーム](#) > [市政情報](#) > [行政・財政](#) > [行政・まちづくり](#) > (仮称)七戸八幡岳風力発電事業

(仮称)七戸八幡岳風力発電事業

青森県環境影響評価条例に基づき、「(仮称)七戸八幡岳風力発電事業に係る環境影響評価準備書」を縦覧に供するとともに、ご意見を募集しますのでお知らせします。また、事業者による住民説明会を開催します。

詳細につきましては[KA Wind深持合同会社](#)  をご覧ください。

事業者名

KA Wind深持合同会社

対象事業の名称

(仮称)七戸八幡岳風力発電事業

縦覧について

縦覧書類：(仮称)七戸八幡岳風力発電事業環境影響評価準備書

縦覧期間：令和8年7月3日(金)から令和8年8月3日(月)まで

縦覧場所：十和田市役所本館3階 企画調整課

十和田市西コミュニティセンター

意見受付期間：令和8年7月3日(金)から令和8年8月17日(月)まで

(土曜日・日曜日・祝日を除く開庁時間)

ご意見やご質問がある場合は、縦覧場所に設置の意見箱へ入れるか、意見受付期間中にお問い合わせ先まで郵送で提出してください。

住民説明会について

KA Wind深持合同会社により、下記のとおり住民説明会を開催します。

内 容：「(仮称)七戸八幡岳風力発電事業 環境影響評価準備書」について

日 時：令和8年7月25日(土) 午前9時～

場 所：十和田市西コミュニティセンター

お問い合わせ先

〒101-0047 東京都千代田区内神田一丁目3番7号401 あすな会計事務所内

KA Wind深持合同会社

担当：岩川、奥本、平田

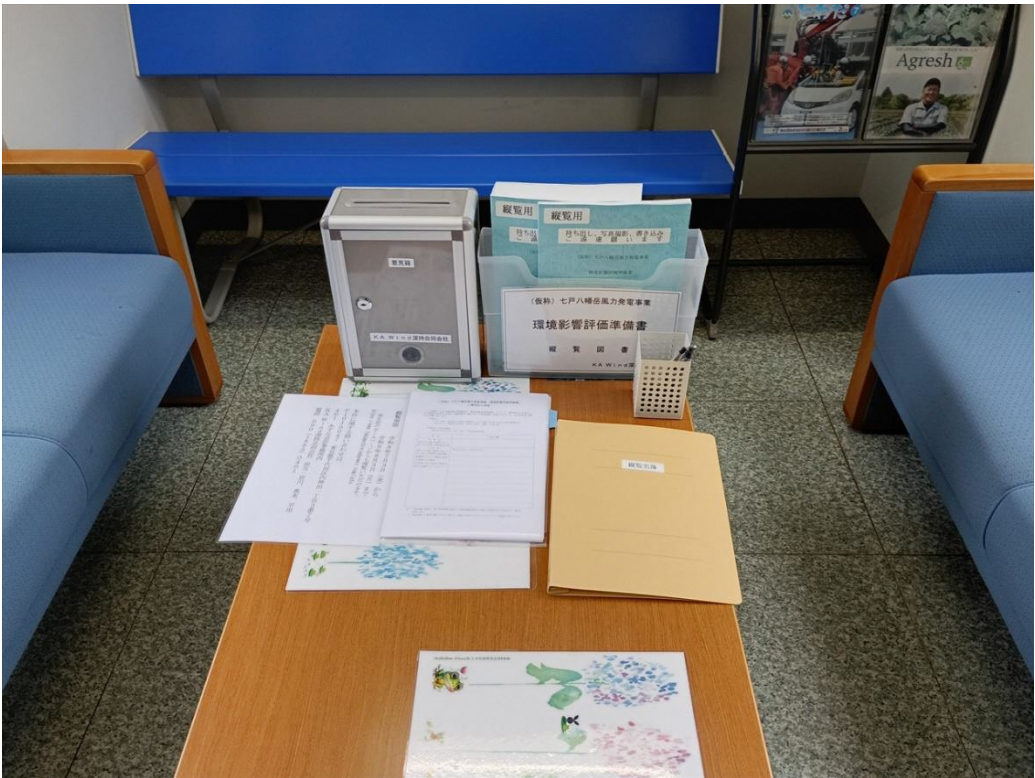
問い合わせ：info@fukamochiwindpower.com

この記事へ
お問い合わせ

企画調整課 企画調整係
電話：0176-51-6710 ファクス：0176-25-2049
メール：kikakuchosei@city.towada.lg.jp



縦覧状況（十和田市役所）



縦覧状況（十和田市西コミュニティセンター）



縦覧状況（七戸町役場本庁舎）



縦覧状況（七戸町役場 七戸庁舎）



縦覧状況（青森市駅前庁舎）



縦覧状況（青森市中央市民センター）

**「(仮称) 七戸八幡岳風力発電事業 環境影響評価準備書」
ご意見記入用紙**

「(仮称) 七戸八幡岳風力発電事業 環境影響評価準備書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けた意見書箱へ投函いただくか、次の宛先まで郵送をお願い致します。

＜宛先＞

〒101-0047 東京都千代田区内神田一丁目 3 番 7 号 401 あすな会計事務所内
KA Wind 深持合同会社 担当：岩川、奥本、平田 宛

＜締切日（提出期限）＞

2026 年 8 月 17 日（月）まで〔当日消印有効〕

項 目	ご記入欄
お 名 前 (法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名)	
ご 住 所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)	〒□□□-□□□□
準備書についての環境の保全 の見地からの意見 (日本語により意見の理由を含めて記載してください)	

注 1：本意見書の情報は、個人情報保護の観点から環境影響評価及び付随する業務以外では利用せず、適切に取扱います。

2：本意見書にご意見が書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4 サイズ）の用紙をお使い下さい。

ご意見記入用紙